

## 天理市建設工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、天理市が発注する土木工事、建築工事その他の工事（以下「建設工事」という。）の工事成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、もって厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに、受注者の指導育成及び適正な選定に資することを目的とする。

### (対象工事)

第2条 評定の対象とする工事は、天理市建設工事検査要領に基づき検査を行う工事のうち、1件の当初設計額が50万円以上の工事（鋼材等のリース代及び電気料金のみ工事、緊急維持業務等の単価契約による工事等は除く。）とする。

2 天理市建設工事検査要領第4条第1項第6号に定める随時検査においては、評定を行わないものとする。

### (評定者)

第3条 工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、天理市建設工事検査要領に定める検査員及び天理市建設工事監督要領に定める監督員とする。

### (評定時期)

第4条 評定者が行う評定の時期は、監督員にあつては、建設工事の竣工又は部分竣工のときとし、検査員にあつては、検査後速やかに行うものとする。

### (評定の内容)

第5条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。

### (評定の方法)

第6条 評定は、工事1件ごとに行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に工事検査成績評定書（様式第1号）により行うものとする。

3 評定に際しての考査基準は、土木工事検査成績評定書の考査項目別運用表（別紙－1から別紙－4）、考査基準特記事項（別紙－5）及び施工プロセスのチェックリスト（別紙－6）若しくは建築工事検査成績評定書の考査項目別運用表（別紙－1から別紙－3）及び施工プロセスのチェックリスト（別紙－4）によるものとする。

(評定結果の通知)

第7条 評定の結果は、天理市建設工事成績評定の通知及び公表に関する要領に基づき、受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 評定を行った後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合は、評定の修正を行うものとする。

2 前項の規定に従い評定の修正を行ったときは、天理市建設工事成績評定の通知及び公表に関する要領に基づき、遅滞なくその結果を受注者に再通知するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。